議案第１１１号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年１１月２６日

提出者　世田谷区長　保　坂　展　人

（説明）　会計年度任用職員の給与を改定する必要があるので、本案を提出する。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第１条　会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年１０月世田谷区条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第１７条第２項中「１００分の１２６．２５」を「１００分の１３１．２５」に改める。

第１７条の２第２項中「１００分の１１８．７５」を「１００分の１２３．７５」に改める。

第２条　会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第１７条第２項中「１００分の１３１．２５」を「１００分の１２８．７５」に改める。

第１７条の２第２項中「１００分の１２３．７５」を「１００分の１２１．２５」に改める。

附　則

この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条の規定は令和９年４月１日から施行する。